

英国のソーシャルレンディング

～最近の市場動向～

松尾 順介

はじめに

近年、海外でのソーシャルレンディングの成長が注目されている。ソーシャルレンディングとは、インターネット上で、資金の借り手と貸し手を仲介する金融仲介サービスであり、その嚆矢は英国であるとされているが、現在では英国のみならず米国をはじめ、中国での成長も注目されている。特に、米国では、このビジネスの最大手であるLendingClubが二〇一四年にNYSEに上場したことは記憶に新しい。日本でのソーシャルレンディングは、海外での成長に比べて後塵を拝していると言わざるを得ないが、地域の資金を地域内で循環させるためのチャネルとして活用が期待されている。そのなかには、再生可能エネルギー事業での活用も注目される。

ところで、英国のソーシャルレンディングに関しては、二〇一六年二月、ケンブリッジ大学オルタナティブ・ファイナンス・センター (Cambridge Centre for Alternative Finance) およびNestaによつて、"Pushing Boundaries: The 2015 UK Alternative Finance Industry Report"⁽¹⁾と題する調査レポートが公表された。この調査は、KPMGの協力とCMEグループ財団の支援の下に行なわれたものであり、規制導入後の英国のオンライン・オルタナティブ金融市場の動向が詳しく調査・分析されており、興味深い内容となっている。ここでいう、オンラ

イン・オルタナティブ金融（以下、OAF）市場とは、インターネット上の金融チャネルを総称しており、クラウドファンディングと同義であると考えられ、この調査レポートでは、英国のOAF市場の成長を牽引しているのがソーシャルレンディングであることが明らかにされている。

そこで、本稿では、上記レポートの内容を紹介した上で、その成長を考察し、日本のソーシャルレンディング市場と比較・検討する。

1 市場の概況

このレポートでは、英国のOAF業界の市場規模は、二〇一五年三二億ポンドに達したとされている。これは二〇一四年の一七・四億ポンドに比して八四％の増加である。もともと二〇一三―一四年の成長率は一六・一％であったことから、成長率は低下しているものの、この業界は全種類にわたって拡大を記録している（図表1参照）。

このような拡大について、同レポートはソーシャルレンディングに関連して以下の点を指摘している。

- ① 事業融資に占めるシェアの拡大：二〇一五年、約二万社の中小企業がOAFによって二億ポンドの資金調達を行った。このうち融資総額は、一八・四億ポンドであり、これは英国の事業融資総額約五三〇億ポンド（イングランド銀行の二〇一四年データ）の三・四％に達している。このOAFの事業融資のデータには、ピア・ツー・ピア（peer-to-peer、以下P2P）の事業融資、インボイス取引、負債証券を含んでいる。なお、小規模

図表1 英国OAF資金調達額（2013―15年）

（単位：10億ポンド、％）

2013年		2014年		2015年	
資金調達額	成長率	資金調達額	成長率	資金調達額	成長率
0.666	—	1.74	161	3.2	84

（出所）Cambridge Centre for Alternative Finance and Nesta [2016] p.11より作成

企業部門だけに限定すれば、P2Pの事業融資（不動産を除く）は、二〇一五年の英国の銀行による小規模企業向け新規融資総額（二〇一四年六三・四億ポンド）の二三・九%に相当するものと推測している。

② 機関化の進展…二〇一五年のOAF市場において、機関投資家の関与が拡大しており、P2Pの消費者融資の三二%およびP2P事業融資の二六%が機関投資家の資金によって占められている。

③ 不動産向けOAFの知名度が最も高い…不動産向けOAF投資は、OAF全部門のうち最も知名度が高く、融資と株式投資を合わせると、二〇一五年約七億ポンドに達している。

④ 現行規制に対する業界の満足度の高さ…P2P融資および株式型クラウドファンディングに係る現行規制について、業界関係者に対して調査したところ、九〇%以上のプラットフォームが現行規制を適切かつ妥当と回答している。

⑤ 最大のリスク要因としてのプラットフォームの悪用および不法行為…今後の市場の成長にとって最大のリスク要因をプラットフォーム関係者に調査したところ、最も多数の回答として、一つ以上の知名度の高いプラットフォームが不法行為によって破綻するリスクが挙げられ、この回答は調査対象プラットフォームの五七%を占めている。

他方、OAFの週類による区分は、複合的かつ横断的な側面が拡大しているため、単純には区分しにくくなっている。したがって、同レポートは、種類別の定義を一新し、下記の定義のもとに集計を行っている（図表2参照）。

まず、P2Pの事業融資が金額面で最大であり、一四・九億ポンドが中小企業に融資されている。なお、この種類の二〇一三―一五年の成長率は一九四%である。

次に、P2Pの不動産向け融資は、六・〇九億ポンドであり、融資先の大半は中小の不動産開発事業者であり、内訳は住宅および商業用不動産開発である。他方、資金の貸し手は機関投資家である。

なお、前述のように、小規模企業部門だけに限定すれば、P2Pの事業融資（不動産を除く）は、二〇一五年の英国の銀行による小規模企業向け新規融資総額の一三・九％に相当するものと推測される。

第三に、P2P消費者融資は九・〇九億ポンドであ

図表2 英国の種類別OAF（2015年）

（単位：万ポンド）

種類名	定義	金額
P2P事業融資	個人または機関投資家と事業会社間の担保付または無担保の融資取引、大半は中小企業	149,000
P2P事業融資（不動産）	個人または機関投資家と事業会社間の不動産向け融資取引。大半は不動産開発事業者	60,900
P2P消費者向け融資	個人または機関投資家と単独の個人との間の融資取引。大半は無担保の個人向け融資	90,900
インボイス取引	事業会社によるインボイスまたは受取手形の売付け。売付先は主に富裕層個人または機関投資家のプール	32,500
株式型クラウドファンディング	登録証券の売付け。売手の大半はアーリーステージ企業、買手はリテールの洗練された投資家および機関投資家	33,200
株式型クラウドファンディング（不動産）	個人による不動産への直接投資。通常はSPVの登録証券の売付けによる	8,700
コミュニティ・シェア	協同組織、地域貢献組織および地域慈善組織によって発行された、引出可能な株主資本	6,100
成果還元型クラウドファンディング	資金提供者は非金銭的な成果ないし生産物を期待して資金提供	4,200
ペンション・レッド・ファンディング	主に中小企業のオーナーまたは経営者がペンションファンドの積立金を、その事業に再投資できるようにするもの。知的財産権が担保として使われることもある	2,300
寄付型クラウドファンディング	資金調達者が資金提供者に対して金融上の法的義務を負わない非投資モデルであり、資金提供者は金銭または実物のリターンを期待しない	1,200
負債証券	個人が固定金利の負債証券（主に担保付きまたは無担保社債）を購入する。満期時に資金の借り手は元利金を支払う	620

（出所）Cambridge Centre for Alternative Finance and Nesta [2016] p.13より作成

り、二〇一四年の五・四七億ドルから六六％増加し、急成長するとともに英国の消費者に効率的な消費者信用を提供している。さらに、消費者融資プラットフォーム数の増加は、企業連携の強化や他業界の参入によって、借り手の拡大につながっている。また、いくつかの消費者融資プラットフォームは、機関投資家および政府系資金の流入に後押しされ、事業融資にも参入している。

第四に、インボイス取引は、中小企業と個人または機関投資家間で割引手形を取引する、OAFチャネルである。二〇一五年は対前年比二〇％の増加で、三・二五億ポンドとなっている。過去の成長率に比してその伸びは低下している。

第五に、投資家が長期および短期の再生可能エネルギー事業などに投資する負債証券は、六二〇万ポンドで、三年間の平均成長率は五二％である。

ここで、事業融資に占める市場シェアに着目すると、前述のように、二〇一五年、約二万社の中小企業がOAFによって二二億ポンドの資金調達を行っていることがわかる。これは、二〇一四年の一〇億ドルから一二〇％増であり、資金調達企業数は七〇〇社から一八六％増である。

さらに、不動産を除くP2P事業者向け融資は、中小企業の借り手の要求を満たしており、その平均融資額は、七万六二八〇ポンドである。なお、この融資が英国国内銀行の中小企業向け新規融資額に対する比率は、二〇二一年一％に過ぎなかったが、二〇一三年三％、二〇一四年一二％、二〇一五年二三・九％に増加している。

2 市場の趨勢

同レポートは、市場拡大の趨勢に関して、いくつかの興味深い点を指摘している。

まず、OAF市場の拡大につれて、資金調達者および資金提供者数が増加していることを指摘している。資金提供者については、約一〇万九〇〇〇人が資金提供を行なっている。これはかなりの重複計算を含んでいると考えられるものの、市場参加者のすそ野の広がりを示すものである。他方、二〇一五年の資金調達者数は、二五万四七二二であり、第1四半期三万六〇〇〇、第2四半期四万八七三四と低位であつたものの、第3四半期八万八七七九、第4四半期八万三五一と後半に伸びている。なお、このうちの一定割合は、複数回の資金調達を行なっているものと思われる。

次に、女性参加率の高さを指摘している。P2P融資プラットフォームにおいては、借り手の中小企業の二一・一%が女性である。逆に、資金提供者では、P2P消費者融資では二九・五%、P2P事業融資では三四%が女性である。さらに、負債証券でも、女性比率は相対的に高く、四五・五%を占めている(ただし、資金調達者では五%) (図表3参照)。

第三に、プラットフォームの新規設立および取引開始について、同レポートでは、この三年間に多数のプラットフォームが設立または取引開始していることを示されている。ただし、この数字は二〇一三年から一五年にかけて低下している。なお、設立から取引開始までの平均年数は、P2P事業融資プラットフォームで一・一六年、株式型プラットフォームで一・一七年となっており、この期間は、FCAへの登録手続きに費やされている(図表4参照)。

図表3 プラットフォームへの女性参加率 (2013—15年)

(単位: %)

	資金調達者	資金提供者
負債証券	5.0	23.5
株式型クラウドファンディング	7.8	25.5
ペンション・レッド・ファンディング	11.6	29.5
P2P事業融資	21.1	34.1
P2P消費者融資	25.5	45.5
成果還元型クラウドファンディング	46.2	45.5
寄付型クラウドファンディング	65.5	55.5

(出所) Cambridge Centre for Alternative Finance and Nesta [2016] p.22より作成

第四に、市場の競争激化によって、各プラットフォームは、新しい分野への進出だけでなく、資金調達者や資金提供者の関心を引くため、テレビなどの旧来型広報およびオンライン広報やマーケティングチャネルを活用していることが指摘されている。特に、ロンドンでは、P2P融資だけでなく、成果還元型および株式型クラウドファンディングプラットフォームが新規顧客開拓のために屋外広告、バス、タクシーまたは電車広告を利用して利用している。さらに、各プラットフォームは、独立系フィンアンシャルアドバイザー（IFA）、業界団体、金融機関（コマースシャルブローカー等）へのマーケティングを開始し、中小企業の周知性を高め、そのサービスの利用を促そうと注力している。さらに、一般的な周知性を高めるほか、各プラットフォームは、公的および民間部門のパートナーシップを利用して、質の高い資金調達者および資金提供者あるいは機関投資家を獲得しようとしている。

第五に、機関投資家の関与の高まりが指摘されている。具体的には、二〇一五年には、一〇三一の機関投資家が英国のプラットフォーム上で融資または株式によって資金提供している。また、四五％のプラットフォームが機関投資家の関与を報告しており、これは二〇一三年一一％、二〇一四年二八％から大きく上昇している。特に、二〇一五年について四半期ごとに見ると、第1四半期は三五％であるが、第4四半期には五〇％を上回っている。さらに注目すべきことは、二〇一五年の第2および第4四半期において、報告してきたプラットフォームの一〇％超が機関投資家の資金が総資金調達額の八〇％

図表4 OAF市場への新規参入

	2004年以前	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
新規設立	2	2	1	0	1	1	4	5	10	16	23	16	6
取引開始	1	0	0	0	1	1	2	3	4	11	18	24	14

(出所) Cambridge Centre for Alternative Finance and Nesta [2016] p.23より作成

を占めていると報告している。ソーシャルレンディングに着目すると、二〇一五年、P2P消費者融資三二%は機関投資家の資金によるものであり、四半期ベースでは、第1四半期一七%、第2四半期三〇%、第3、第4四半期三八%と増加しており、この傾向は二〇一六年も引き継がれると予想している。また、同年のP2P事業融資の二六%が機関投資家の資金であり、不動産融資については二五%である。ここでの機関投資家は、各種類によつて大きく異なっており、P2P融資では、伝統的な銀行やミューチュアルファンド、年金基金、ヘッジファンドおよび資産運用会社が相対的に大きな割合を占めている。さらに、地方政府機関やブリティッシュ・ビネス・バンクなど、公的ないし政府機関もまたAFチャネルを通じて中小企業に活発に融資している（図表5参照）。

第六に、クロスボーダー取引の拡大が指摘されている。二〇一四年以降、P2P融資と株式型クラウドファンディングプラットフォームが国境を超え、欧州全域から米国やオーストラリアに業務を拡大していることが明らかになった。組織的拡大かM&Aによるかどうかはともかく、プラットフォームがその成長のために英国外を見据えていることは確かである。英国に本部を置くプラットフォームにとつて、クロスボーダーの活動は、多国間協力や交渉の拡大につながる。そこで、同レポートでは、各プラットフォームに海外からの資金流入と流出についての推計を提示することを求めた。その結果、英国のほとんどのプラットフォームにとつて、資金の流出は皆無またはそれに近いが、逆に調査対象プラットフォームの半分以上が海外からの一定程度の資金流入を報告している。ただし、資金の流出入額は各種類によつて大きく異なっており、P2P事業融資プラットフォームの場合、クロスボーダー取引は、ごく少ないか、ほとんどないと報告されている。

第七に、規制に対するプラットフォームの満足度に関して、興味深い調査結果を報告している。二〇一四年、

FCAはP2P融資と株式型クラウドファンディングに関する規制を導入した。この規制は、一定の移行期間を経て、二〇一七年に完全施行されることになっており、それまで一年超の期間があるものの、同調査では、FCAの規制についてプラットフォームがどのような見方をしているか、調査が行われている。その結果、大部分のプラットフォームが現行規制に対して満足を示していることが明らかとなった。調査対象のP2P融資プラットフォームの九〇・五七％は、現行規制を「十分かつ適切」とし、逆に「厳格である」としたのは五・六六％である。さらに、「過剰かつ厳格すぎる」としたのは、三・七七％に過ぎない。FCAの規制の特徴は、オンラインとソーシャルメディアの双方の勧誘行為を対象とする点であるが、この点についても七六・四七％のプラットフォームが「十分かつ適切」としている。逆に、「過剰かつ厳格すぎる」としたのは二〇・五九％である。

第八に、税制優遇措置（tax wrapper）に関して、英国政府は、OAFに対して支援を行っている。その支援は、市場に対する直接投資（P2P融資プラットフォームを通じて）を通じてプリティッシュ・ビジネス・バンクが中小企業に

図表5 種類別の機関投資家資金の割合（2015年、加重平均）

（単位：％）

	2015年（通年）	四半期	
P2P消費者融資	32	第1 四半期	17
		第2 四半期	30
		第3 四半期	38
		第4 四半期	38
P2P事業融資	26	第1 四半期	28
		第2 四半期	19
		第3 四半期	26
		第4 四半期	30
P2P事業融資（不動産）	25	第1 四半期	22
		第2 四半期	22
		第3 四半期	23
		第4 四半期	31
株式型クラウドファンディング	8	第1 四半期	9
		第2 四半期	3
		第3 四半期	9
		第4 四半期	10

（出所）Cambridge Centre for Alternative Finance and Nesta [2016] p.27より作成

対して六〇〇万ポンド以上を融資)するとともに、EISAおよびSEISのような税制上のインセンティブを適用しており、株式型を中心に相当割合のプラットフォームによってこれが利用されている。さらに、二〇一六年には、政府は革新的金融型個人貯蓄口座(IFISA)を導入する予定である(四月六日導入済。P2P融資に適用される)。

最後に、将来の市場発展に関するリスク要因として、同レポートは、将来の市場発展にとってプラットフォームが何を最大のリスク要因とみなしているかを調査している。それによると、調査対象プラットフォームのうち、五七%が単独ないし複数の有名プラットフォームの不正行為による破綻を「高いないし非常に高い」リスクとして指摘している。また、調査対象プラットフォームの五一%は、サイバー・セキュリティ上の情報流出を有害な効果を持つ要因とみている。さらに、デフォルトリスクまたは倒産率の顕著な上昇も高いリスクと位置付けられている(図表6参照)。

3 二〇一五年の四半期データの推移

同レポートは、二〇一五年に関して、四半期ごとのデータを提示している。

まず、P2P事業融資は、年々急速に成長しており、二〇一五年一四・

図表6 将来的な市場発展のリスク要因

(単位：%)

項目\割合	非常に 高リスク	高リスク	中リスク	低リスク	非常に 低リスク
有名なプラットフォームの破綻	20.80	36.50	28.10	12.50	2.10
サイバー・セキュリティ上の情報漏洩	18.80	32.30	35.40	12.50	1.00
デフォルトリスクまたは倒産率の顕著な 上昇	13.50	33.30	41.70	10.40	1.00
有名なキャンペーン、案件、融資事案に おける詐欺行為	11.50	34.40	41.70	11.50	1.00
優遇税制の撤廃または変更	4.20	33.30	45.80	15.60	1.40
規制の変更	10.50	21.20	38.90	21.10	8.40
機関化による小口投資家の排除	3.10	21.90	30.20	33.30	11.50

(出所) Cambridge Centre for Alternative Finance and Nesta [2016] p.34より作成

九〇億ポンドに達した(図表7参照)。ただし、二〇一四年の新規参入P2P事業融資プラットフォームは六であったが、二〇一五年は一に過ぎなかった。

P2P事業融資の最大分野は、不動産モーゲージおよび不動産開発であり、二〇一五年六・〇九億ポンド、事業融資の四一%を占めていた。

不動産を除くと、二〇一五年P2P事業融資の貸し手は、約一万社の中小企業であり、総額八・八一億ポンドであった。なお、P2P事業融資の平均額は、七万六二八〇ポンドであり、平均貸し手数は三四七であった。

平均的には、P2P事業融資プラットフォームの貸し手の四二・三%が自動ビディング/自動セレクション機能(これは多数のP2P融資プラットフォームで提供されている機能であり、貸し手が投資額、満期、リスク許容度を指定すると、プラットフォームは、事前に入力された設定に基づいた融資先に資金を配分するので、手動で貸付先を選ぶのは対照的である)を使用しており、貸し手は資金額、期間およびリスク許容度を入力するだけで、融資先を選ぶ必要はない。同レポートでは、P2P事業融資額は、多数のプラットフォームがリバース・オークションから自動ビディングの専用利用に移行するにつれ増加すると予想している。自動ビディングは、貸し手にとっても中小企業にとっても、高い確率で金利がわかるという点で市場効率性を

図表7 P2P事業融資

(単位:100万ポンド)

	2013年	2014年	2015年	2015年			
				第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
不動産を含む融資額 (成長率)	193	749 (288)	1,490 (99)	—	—	—	—
不動産を除く融資額 (成長率)	—	—	881	188.44	200.82 (22)	224.28 (4)	267.88 (23)
不動産向け融資額			609	120.78	146.81	152.96	188.12

(出所) Cambridge Centre for Alternative Finance and Nesta [2016] p.37および38より作成

高めるものである。その一方で、自動ビッディングはP2P事業融資プラットフォームに対して、それらが有する引受や信用リスク管理能力の恒常的な改善を要求する。というのは、プラットフォームは貸し手のために融資先の選別を行わなければならないからである。

さらに、二〇一五年は、P2P事業融資の分野において、保証付融資の増加が見られた。特に、その傾向は、機械や不動産のような固定資産向けの融資において顕著であった。保証付融資は、資金規模の大きな複雑な案件にみられる。保証付き融資の増加は、自動ビッディングとあいまって、プラットフォーム独自の引受機能を向上ないし開発させる方向に導くか、あるいは保証付融資の流入を扱う外部の引受パートナーを模索する方向に導くか、どちらかである。さらに、P2P事業融資における機関化の進展に伴い、厳格なデューデリジェンス手続きや信用リスク管理能力に対する関心や要望がさらに高まると予想している。

P2P事業融資で資金調達している部門は、不動産・住宅を除くと、製造業であり、交通・公益事業がそれに続き、さらに金融・小売業が続いている。

二〇一五年、P2P事業融資のうち、不動産向けは六・〇九億ポンドに達し、P2P事業融資の四一%を占めるに至った。二〇一五年、六〇〇以上の商業用または住宅開発に融資が実行された。その大半は、小規模な意思中規模案件である。また、不動産向けP2P融資は、さまざまな要素を包含しており、短期（二〜一八か月）のブリッジローンもあれば、長期（三〜五年）の商業・住宅モーゲージや建設・開発事業の貸付もある。機関投資家からの資金は平均二五%であり、他の分野に比べて相対的に高いが、いくつかのプラットフォームでは、七五%に達している場合もある。

さらに、革新的金融型ISAの導入によって、P2P不動産向け融資プラットフォームによっては、小口投資

家の参入を予想して、融資単位を小口化している。ある調査によると、英国の四四%の個人投資家は、自分自身の住宅所有だけではなく、P2P融資のような形態で不動産市場への投資を拡大させることを望んでいるという。同レポートでは、不動産に特化したP2P融資プラットフォームは、革新的金融型ISA導入に関しては、特に好意的であり、これによって二〇一六年の市場規模の五一%増が予想されている。

P2P不動産向け融資では、融資申し込みの平均二七・五%を受け入れており、その融資の平均金額は五二万二二三三三ポンドであり、二〇一四年も六六万二四二五ポンドをやや下回った。平均融資額は前年対比で英国の住宅価格に連動しており、大型の開発案件よりも住宅・商業モーゲージにおいてP2P融資が利用されたことを反映している。なお、P2P不動産融資は、規制上の制約のために、個人所有の住宅モーゲージ（借り手にとって最初の住宅）に対しては利用できない。平均的には、ひとつの融資案件に対して、四九〇の貸し手が資金を提供している。

他方、P2P消費者向け融資については、いくぶん成長率は低下しているものの拡大を続けている。二〇一五年には、九・〇九億ポンドの融資が二二万三〇〇以上の個人に実行された（図表8参照）。P2P消費者融資の平均金額は六五八三ポンドであった。大半のP2P消費者融資の貸し手にとっては、市場の効率性を高め、分散投資によって信用リスクを削減するために、貸し手向けの専用自動ビズディングまたは自動セレクションシステムを使うのが一般的である。実際、九八%の貸し手によって自動ビズディングまたは自動セレクション機能が使われている。P2P消費者融資プラットフォームでは、融資申し込みのうち受け入れられているのは、一五・八四%である。

ここでも機関投資家の貸し手が活発化しており、調査対象のP2P融資プラットフォームによると、市場全体

の約三二%にあたる、二・八八億ポンドの機関投資家の資金が融資されたとのことである。ただし、米国に比べると、英国のP2P消費者融資市場は小口投資家に占められている度合いが高い。

革新的金融型ISAの導入によって、P2P消費者融資は資金総額二六%増が予想されている。融資の組成では、P2P消費者融資プラットフォームのいくつかは、いくつかの企業とパートナーシップ契約を締結した。これらのパートナーシップは、この部門の知名度向上に役立つとともに、案件の組成に重要な意味を持つものとなると推測されている。つまり、借り手に関するデータ収集能力を高め、信用スコアリングやリスク管理を強化することで、質の高い借り手を誘因することに資するというのがその理由である。

まとめ

以上、報告書の内容を紹介した。同報告書では、英国のOAFにとって、二〇一五年は画期的な年であったとし、市場は規模の点だけでなく、複合化や多様化の面で成長したと結論し、さらに、各プラットフォームが不動産のような新規分野に進出し続けており、銀行や投資ファンドのような機関投資家がOAFへの関与を深めていることを強調している。

ソーシャルレンディングについては、二〇一五年の英国のP2P融資は総額三〇億ポンドに達しており、市場総額三八億ポンドのうち七七%超を占めている。確かに日本でも貸付型クラウドファンディングの割合は、七二・四%を占めているものの、金額は二〇五億円程度

図表 8 P2P消費者向け融資

(単位：100万ポンド)

	2013年	2014年	2015年	2015年			
				第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
融資額	287	547	908.67	176.60	217.63	253.02	261.42
成長率	—	91	66	—			

(出所) Cambridge Centre for Alternative Finance and Nesta [2016] p.39より作成

であり、英国の5%程度に過ぎない。このような差異が生じる背景として、日本では、貸金業法でP2P融資が認められず、貸付型クラウドファンディングとされるのはファンド型のみに制限されるとともに、消費者金融など既存の小口金融手段が普及しており、貸付型の拡大する余地が制約されていることが考えられる。それに対して、英国では既存の告知金融手段が狭隘であることが、P2P融資の拡大を促進し、市場を牽引しているといえる。さらに、P2P融資市場に機関投資家が参入していることも市場拡大を後押ししていると考えられる。

日英のソーシャルレンディングを取り巻く環境の差異を考えると、日本のソーシャルレンディング市場が英国並みの規模に達することは容易ではないと考えられるが、地域活性化を促進する上で、資金の地産地消が重視される傾向があることを考えると、地域密着型のビジネスや再生可能エネルギービジネス、さらには地域住民の相互扶助的な金融チャネルとして、今後ソーシャルレンディングが根付く可能性は見いだせると考えられる。実際、そのような取組が始まっており、今後の展開が注目される。

〔謝辞〕本研究は、JSPS科研費「P26380414」の助成を受けたものです。

注

- (1) 以下、本稿においてCambridge Centre for Alternative Finance and Nesta, "Pushing Boundaries: The 2015 UK Alternative Finance Industry Report" 2016の内容を紹介する記述に関しては、煩瑣さを避けるため該当ページの注記を割愛した。
- (2) 英国の規制については、松尾「二〇一五」参照。
- (3) 矢野経済研究所「二〇一五」「二〇一五年版国内クラウドファンディングの市場動向」二〇一五年八月

参考文献

- ・松尾順介 「二〇一五」クラウドファンディングの世界的趨勢」『証研レポート』一六九三号、二〇一五年二月
- ・ Cambridge Centre for Alternative Finance and Nesta [2016], "Pushing Boundaries: The 2015 UK Alternative Finance Industry Report" 2016
- <http://www.nesta.org.uk/publications/pushing-boundaries-2015-uk-alternative-finance-industry-report>

(まつお じゅんすけ・客員研究員)